

認定職業訓練実施基本奨励金 特例措置（上乘せ加算）の内容

(福島局R6.6)

IT特例



対象
訓練

令和3年12月21日から令和9年3月31日までの間に開始した「IT分野」の訓練コース

上
乗
金
額

支給単位期間28日以上：1人20,000円（※1）
支給単位期間28日未満：1日1,000円（※1）

要
件

新規資格取得率（※2）：35%以上
雇用保険適用就職率：55%以上

（※1） 令和6年4月1日以降に開始されたコースで、一部の県（福島県含む）が対象。（他は10,000円）
（※2） 「新規資格取得率」=訓練カリキュラムの「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載したITスキル標準（ITSS）レベル1以上の資格を新たに取得した者の割合

WEB特例



対象
訓練

令和4年12月2日から令和9年3月31日までの間に開始した「デザイン分野のうちWEBデザイン」の訓練コース

上
乗
金
額

支給単位期間28日以上：1人10,000円
支給単位期間28日未満：1日500円

要
件

新規資格取得率（※3）：50%以上
雇用保険適用就職率：55%以上

（※3） 「新規資格取得率」=訓練カリキュラムの「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載したWEBデザイン関係の資格を新たに取得した者の割合

DSS特例



対象
訓練

令和5年12月8日から令和9年3月31日までの間に開始した「IT分野又はデザイン分野のうちWEBデザイン」の訓練コース

上
乗
金
額

支給単位期間28日以上：1人5,000円
支給単位期間28日未満：1日250円

要
件

DX推進スキル標準対応の訓練コースであること。
※IT特例（又はWEB特例）と両方とも支給要件を満たした場合は、IT特例（又はWEB特例）が支給されます。（併給不可）